

福岡商工会議所 独自給付

「見舞金・祝金制度」について

福岡商工会議所 独自給付「見舞金・祝金制度」について

【 福岡商工会議所 独自給付「見舞金・祝金制度」に関する運営要領 】

(目 的)

第1条 この制度は、生命共済制度（以下、「主契約」といいます）の保障対象となっていない事故通院等について、これを補完するため、福岡商工会議所（以下、「商工会議所」といいます）独自の見舞金、祝金給付を行うことを目的とするとともに、「見舞金・祝金制度」の支払に関する諸手続を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とします。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、主契約に加入する商工会議所の会員事業所（特定商工業者含む）の事業主、役員、従業員（以下、「被保険者」といいます）とします。

(責任開始日)

第3条 この規定は、主契約の加入日と同時に効力を有します。

(保障期間)

第4条 この規定の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

(申請有効期限)

第5条 発生日を含め180日以内とします。

(失 効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この規定は同時に効力を失います。

(支 給)

第7条 保険期間中（4月1日～翌年の3月31日）に、それぞれ年間1回のみの支給とします。

(事故通院見舞金)

第8条 商工会議所は、被保険者がこの規定の保障期間中に下記に該当した場合、その被保険者について定められた額の見舞金を支払います。

- (1) 不慮の事故を直接の原因として、7日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。
但し、同一の事故で入院給付金等他の給付金を受けられた場合は支払われません。

支給金額

加入口数	1口	～	9口	・・・	1口あたり	2,000円
加入口数	10口	以上	・・・	一律	20,000円	

但し、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院7日目の日が属する月の加入口数を基準にして見舞金を支払います。

共済事業年度更新日（4月1日）にまたがる見舞金請求の場合、翌事業年度の給付対象とします。但し、61歳での本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした7日目が共済事業年度更新日にまたがる場合、減口前の加入口数を基準にして見舞金を支払います。

（結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金）

第9条 商工会議所は、被保険者がこの規定の保障期間中に次のいずれかに該当した場合、その被保険者について定められた額の結婚祝金、出産祝金もしくは二十歳祝金を支払います。

（１）被保険者が結婚したとき。

（２）被保険者の子供が生まれたとき。

夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

生まれた子が多胎児の場合は子の人数分出産祝金を支払います。

（３）被保険者が20歳の誕生日を迎えたとき。

支給金額

加入口数 1口 ～ 9口 …… 1口あたり 2,000円

加入口数 10口 以上 …… 一律 20,000円

（事故通院見舞金の請求手続）

第10条 被保険者は第8条の規定に該当した場合、「事故通院見舞金請求書」を商工会議所に提出し請求を行うものとします。

なお、診断書、通院証明書もしくは医療機関発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付の対象となる内容を証明したものを添付してください。

この場合の医療機関とは、主契約に定めた病院又は診療所のことをいいます。

2. 前項の内容について医療機関等に照会することがあります。

3. 商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

（結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金の請求手続）

第11条 被保険者は第9条の規定に該当した場合、「祝金請求書」を商工会議所に提出し請求を行うものとします。なお、次の書類を添付してください。

（結婚祝金）婚姻日が証明できる次の書類のいずれか。

・婚姻受理証明書もしくは戸籍謄本、戸籍抄本の原本又は写し。

（出産祝金）子供の生まれた日が証明できる次の書類のいずれか。

・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票（続柄記載のあるもの）の原本又は写し。

・母子手帳もしくは健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し。

（二十歳祝金）生年月日が証明できる次の書類のいずれか。

・住民票の原本もしくは写し、又は運転免許証、健康保険証、パスポートもしくは身分証明書の写し。

2. 商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

（事故通院見舞金を支払わない場合）

第12条 商工会議所は、被保険者が第8条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、事故通院見舞金を支払いません。

（１）その治療のための通院の原因である受傷日から180日を経過して請求があったとき。

（２）事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。

（３）通院日数7日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

（４）関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき。

（結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金を支払わない場合）

第13条 商工会議所は、被保険者が第9条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金を支払いません。

（１）結婚・出産・20歳になった日から180日を経過して請求があったとき。

(2) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。

(3) 給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(事故通院見舞金の支払留保期間)

第14条 商工会議所は、被保険者が第8条の規定に該当した場合であっても、次によるときは、見舞金の支払いを留保します。

(1) 通院日数の7日目の日が属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に商工会議所の規定に基づき支払います。

(結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金の支払留保期間)

第15条 商工会議所は、被保険者が第9条の規定に該当した場合であっても、次によるときは、祝金の支払いを留保します。

(1) 支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に商工会議所の規定に基づき支払います。

(見舞金・祝金の支払日)

第16条 見舞金・祝金は、原則毎月第2、第4金曜日に支払います。締切りは、支払日の2営業日前の午前中となり、支払先は掛金引去口座です。なお、支払日が休日・祝祭日の場合は前営業日となります。

(規定の変更)

第17条 見舞金・祝金制度内容等の変更が必要と判断される場合には、商工会議所事務局長が改定するものとします。

(その他)

第18条 この規定に特段定めがない場合には、その都度商工会議所事務局長が定めるものとします。

附則

1. 本運営要領は平成20年4月1日から施行する。
2. 施行日前の発生事由は対象外とする。
3. 本運営要領は令和4年4月1日から改訂・施行する。

見舞金・祝金制度の請求手続きについて

令和6年4月1日

	見 舞 金					祝 金				
	事故通院見舞金					結婚祝金		出産祝金		二十歳祝金
1.内容	被保険者が不慮の事故を直接の原因として7日以上通院したとき					被保険者が結婚（婚姻）したとき		被保険者の子が生まれたとき		被保険者が20歳になったとき
2.給付金額	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10-25口
	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
3.給付条件	①主契約の保障期間中に支払事由が発生した場合に見舞金を支払います。 ②事故発生日後の通院7日目が含まれる共済事業年度（4月1日～翌年3月31日）の請求は1回限りとします。 ③共済事業年度更新日（4月1日）にまたがる見舞金請求の場合、翌事業年度の給付対象とします。 ④加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした7日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。 ⑤61歳での本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした7日目が共済事業年度更新日にまたがる場合、減口前の加入口数を基準に見舞金を支払います。					①主契約の保障期間中に支払事由が発生した場合にお祝金を支払います。 ②出産祝金について夫婦両者が被保険者として加入している場合はそれぞれに支払います。 ③出産祝金について生まれた子が多胎児の場合は子の人数分支払います。（1口加入、双子出産の場合⇒2,000円×2人分＝4,000円の支払） ④各祝金の支払事由発生日は下記の通りです。 ・結 婚 祝 金…婚姻日 ・出 産 祝 金…子が生まれた日 ・二十歳祝金…20歳の誕生日				
4.支払わない場合	①受傷日より180日を経過して請求があったとき。 ②事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。 ③見舞金の給付条件を満たした場合であっても、受傷日の月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。 ④関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき。					①結婚・出産・20歳になった日から180日を経過して請求があったとき。 ②事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。 ③結婚・出産・二十歳祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。				
5.提出書類	①通院見舞金請求書 ②医療機関発行のもので給付対象となる内容（通院日）を証明した書類の写し（下記のいずれか） ・診断書 ・通院証明書 ・領収証 ※受付不可となるもの ・「～日間の通院を要する」等記載の加療見込みの診断書 ・診察券					①お祝金請求書 ②婚姻日が証明できる公的書類の写し（下記のいずれか） ・婚姻受理証明書 ・戸籍謄本 ・戸籍抄本		①お祝金請求書 ②被保険者と子の続柄、子の生年月日が証明できる公的書類の写し（下記のいずれか） ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・住民票 ・健康保険証 ・母子手帳 ※両親と子の氏名、子の出生年月日、市区町村印が確認できる頁		①お祝金請求書 ②生年月日が証明できる公的書類の写し（下記のいずれか） ・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート ・住民票 ・その他身分証明書
						※公的書類は発行日より6ヶ月以内のものをご提出ください。				
6.支払留保期間	見舞金の給付条件を満たした場合であっても、7日目の日が属する月の月額掛金の入金を確認されていない場合は、入金確認後に商工会議所の規定に基づき支払います。					結婚・出産・二十歳祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に商工会議所の規定に基づき支払います。				
7.手続き	請求書に証明書類を添付の上、当所宛ご郵送ください。請求書はホームページよりダウンロードしていただけます。 https://www.fukunet.or.jp/moshimo/mutual/zika/									
8.支払日（提出締切）	支払日は毎月第2、第4金曜日（支払日が土日祝日の場合は、前営業日）となります。 請求書類の提出締切は、支払日の2営業日前の午前中です。									
9.支払方法	掛金引去口座へお振込みいたします。									

（お問合せ・書類送付先）

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28 T E L : 092-441-2845